「(337)の８　ＪＡ814Ａ　」を
「(337)の８　ＪＡ814Ａ
(337)の９　ＪＡ815Ａ
(337)の10　ＪＡ816Ａ
(337)の11　ＪＡ817Ａ　」に、
「(353)　ＪＡ8272　」を
「(353)　削除　」に、
「(364)　ＪＡ8299　」を
「(364)　ＪＡ8299
(364)の２　ＪＡ829Ｊ　」に、
「(382)　ＪＡ8382　」を
「(382)　削除　」に、
「(458)　ＪＡ8931
(459)　ＪＡ8932　」を
「(458)　削除
(459)　削除　」に、
「(472)　ＪＡ8956　」を
「(472)　削除　」に、
「(474)　ＪＡ8959　」を
「(474)　削除　」に

改める。

○総務省告示第百七十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の固定資産税から適用する。

平成二十五年四月九日

総務大臣　新藤　義孝

第一号中

「(1)	130838	第八新栄丸	北海道知事　」を
「(1)	132881	アヴローラおくしり	北海道知事　」に、
「(2)	132312	第拾弐新栄丸	同　」を
「(2)	削除	削除	削除　」に、
「(3)	132751	和晃丸	同　」を
「(3)	削除	削除	削除　」に、
「(4)	132881	アヴローラおくしり	同　」を
「(4)	削除	削除	削除　」に、
「(36)	115664	第２わかあゆ	同　」を
「(36)	削除	削除	削除　」に、
「(89)	削除	削除	削除
(90)	140941	けいよう	同
(90)の２	272―16090	ﾄﾝｼﾞｪﾙ	香川県知事　を
(91)	293―34899	ﾏりんなつⅠ	同　」
「(89)	140941	けいよう	同
(90)	293―34899	ﾏりんなつⅠ	香川県知事
(90)の２	削除	削除	削除　に、
(91)	293―36922	おりーぶ７	同　」
「(108)	292―47123	せがわ	同
(108)の２	293―16902	ﾄﾗｽﾑｽ	同
(108)の３	293―18211	ﾄｱﾎﾟｰﾄﾗｲﾅｰ８	同
(108)の４	293―19223	ﾄｱﾎﾟｰﾄﾗｲﾅｰ10	同
(108)の５	293―19339	エアポートライナー11	同　を
(108)の６	293―19986	エアポートライナー17	同
(108)の７	293―21101	オーシャンライナー10	同
(108)の８	293―21905	オーシャンライナー８	同
(109)	298―19987	エアポートライナー15	同
(110)	124847	フェリー長崎	同　」
「(108)	292―47123	せがわ	同
(108)の２	293―16819	プローバー	同
(108)の３	293―16902	エラスムス	同
(108)の４	293―18211	エアポートライナー８	同
(108)の５	293―19223	エアポートライナー10	同
(108)の６	293―19339	エアポートライナー11	同　に
(108)の７	293―19509	エアポートライナー13	同
(108)の８	293―19986	エアポートライナー17	同
(108)の９	293―19987	エアポートライナー15	同
(109)	293―21101	オーシャンライナー10	同
(110)	293―21905	オーシャンライナー８	同　」

改める。

第二号中

「(19)	73	第73くまの号	」を
「(19)	削除	削除	」に、
「(22)	102	第76くまの号	」を
「(22)	削除	削除	」に、
「(28)	1021	ちゃぱりと	」を
「(28)	削除	削除	」に、
「(39)	2646	大豊山丸１号	」を
「(39)	削除	削除	」に、
「(49)	7301	Ｍ―２	」を
「(49)	削除	削除	」に、
「(54)	7306	エメラルド	」を
「(54)	7306	エメラルド
(54)の２	7307	サファイア	」に、
「(65)	37063	拓海	」を
「(65)	37063	拓海
(65)の２	43721	プローバー５号	に、
(65)の３	55138	さんご10号	」
「(91)	125888	新永丸	」を
「(91)	削除	削除	」に、
「(100)	127257	銀河	」を
「(100)	127257	銀河
(100)の２	127368	第二十三海幸丸	」に、
「(114)	128589	第一礼文丸	」を
「(114)	削除	削除	」に、
「(147)	129982	ブルーライン１号	」を
「(147)	130016	第三十七海幸丸	」に、
「(154)	130215	国東丸	」を
「(154)	削除	削除	」に、
「(172)	130566	こんぴら丸	」を
「(172)	削除	削除	」に、